

●香川県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年8月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和4年6月1日	医療法人社団 まえた整形外科外科医院	坂出市室町三丁目1番13号
令和4年7月11日	有限会社薬局くすりやオリーブ	小豆郡土庄町湊崎甲1400番地16
令和4年7月19日	横関皮膚科クリニック	丸亀市西平山町111番地2
令和4年8月1日	医療法人社団相愛会 川口医院	仲多度郡まんのう町炭所西1528番地1
令和4年8月1日	にしむら歯科医院	丸亀市飯野町西分甲141番地1
令和4年8月1日	レデイ薬局詫間店	三豊市詫間町詫間6784番地8